

○座間味村森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例施行規則

令和 2 年 11 月 16 日

規則第 8 号

座間味村森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年座間味村規則第 6 号）の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、座間味村森林体験交流促進施設の設置及び管理に関する条例(令和 2 年座間味村条例第 11 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第 2 条 条例第 6 条の規定により座間味村森林体験交流促進施設(以下「施設」という。)の使用許可を受けようとする者は、座間味村森林体験交流促進施設利用申込書(様式第 1 号、以下「利用申込書」)を村長に提出しなければならない。

2 利用申込書には、施設利用計画書(様式第 1 号 別紙 1)と雇用者名簿(様式第 1 号 別紙 2)を添付しその他村長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 利用申込者は、施設利用条件書(様式第 1 号 別紙 3)を確認し承諾の上、申込を行うものとする。

(利用の許可等)

第 3 条 施設の使用を許可する場合は、座間味村森林体験交流促進施設利用許可通知書(様式第 2 号 以下「利用許可通知書」という。)を申請者に交付するものとする。

2 前項の場合において、村長は管理上必要があるときは、条件を付することができる。

3 村長は、利用申込書の提出があった場合において、審査し不許可と決定したときは座間味村森林体験交流促進施設利用不許可通知書(様式第 3 号)を申請者に交付するものとする。

(利用期間の更新)

第 4 条 条例第 10 条の規定により利用期間の更新をする場合は、座間味村森林体験交流促進施設利用期間更新申請書(様式第 4 号)を利用期間が満了する日の 30 日前までに村長に提出しなければならない。

2 村長は、施設の利用期間の更新を許可する場合は、座間味村森林体験交流促進施設利用期間更新許可通知書(様式第 5 号)を申請者に交付するものとする。

3 村長は、施設の利用期間の更新を不許可とする場合は、座間味村森林体験交流促進施設利用期間更新不許可通知書(様式第 6 号)を申請者に交付するものとする。

(遵守事項)

第 5 条 施設を利用する者は、条例で規定する事項の他次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 村役場が、指定した箇所以外では、営業してはならない。

(2) 構築物を設置してはならない。

- (3) 他人の迷惑になることをしてはならない。
- (4) 無断で譲渡し、若しくは転貸してはならない。
- (5) 村役場の指示に従うこと。
- (6) 送迎を行わないこと。(予約客等があるのであれば、旅行社等の契約書を提出)
- (7) 場所を問わず、一切の客引き行為を行ってはならない。
- (8) 港内への駐車禁止(停車は可)
- (9) 施設及び施設周辺の清掃・維持管理を行うこと。

(利用料金の減免・還付)

第 6 条 条例第 13 条の規定により利用料金の減免を受けようとするもの又は、条例第 14 条ただし書きの規定により利用料金の還付を受けようとするものは、座間味村森林体験交流促進施設利用料金減免・還付申請書(様式第 7 号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の申請書を受理したときは、減免・還付の可否を決定し、座間味村森林体験交流促進施設減免・還付許可通知書(様式第 8 号)を提出するものとする。

(施設の返還)

第 7 条 施設の利用期間が満了し、又は利用期間中に施設を退去する場合は、座間味村森林体験交流促進施設明け渡し届(様式第 9 号)を村長に提出しなければならない。

2 前項の届出は、明渡予定年月日の 10 日前には提出するものとする。

(利用許可の取り消し)

第 8 条 村長は、第 5 条第 1 項の規定に違反した者に対して、利用許可を取り消すことができる。

2 村長は、前項の利用許可の取り消しを行ったときは、座間味村森林体験交流促進施設利用許可取り消し通知書(様式第 10 号)を利用者に通知するものとする。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。